

## 平成25年2月三木市教育委員会（臨時会）会議録

### ◇ 日 時

- 1 開 会 平成25年2月6日（水）午後2時00分
- 2 閉 会 平成25年2月6日（水）午後4時05分

### ◇ 場 所 三木市役所 2階 職員厚生室

### ◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 審議事項

#### (1) 協議事項

協議16 (仮称)三木市子どものいじめ防止に関する条例(案)について

協議17 平成24年度全国学力・学習状況調査の結果について

- 4 その他
- 5 閉 会

### ◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	里 見 俊 實
	2番	教育委員長職務代行者	水 島 慶 子
	3番	教 育 委 員	稲 見 秀 穂
	4番	教 育 委 員	井 口 徹
	5番	教育委員(教育長)	松 本 明 紀
事務局		教 育 部 長	椿 原 豊 勝
		教 育 総 務 課 長	清 水 正 則
		教 育 環 境 整 備 課 長	井 上 博 務
		学 校 教 育 課 長	古 谷 昭 文
		文 化 ス ポ ー ツ 振 興 課 副 課 長	高 田 耕 作
		教 育 セ ン タ ー 副 所 長	岩 本 充 洋
		図 書 館 長	告 野 幹 也

教育総務課課長補佐 石 田 寛  
教育総務課主任 荒 池 名 月  
傍 聴 者 0 人

## ◇ 会議内容

### 1 開 会

里見委員長が、平成25年2月三木市教育委員会臨時会の開会を宣言した。

\*\*\*\*\*

### 2 会議録署名委員の指名

里見委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、松本教育長と水島委員長職務代行者を指名した。

\*\*\*\*\*

### 3 審議事項

#### (1) 協議事項

【協議16】（仮称）三木市子どものいじめ防止に関する条例（案）  
について

○ 古谷学校教育課長が次のように説明した。

（仮称）三木市子どものいじめ防止に関する条例（案）（以下、条例（案）という。）について、前回協議で意見があった事項について検討のうえ、改正した主な点について説明する。まず、第2条第2項「子ども」の定義において、「就学前の者又は小学校、中学校若しくは特別支援学校に在学する者をいう。」を「小学校、中学校又は特別支援学校に在学する者をいう。」に改めた。また、「学校等」を「学校」に改め、「市内の保育所（これに準ずるものを含む。）、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校をいう。」を「市内の小学校、中学校及び特別支援学校をいう。」に改めた。

第4条「市の責務」について、「市は、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を講じなければならない。」を「市は、学校及び地域と連携していじめの防止及び解決を図るために必要な施策を講じなければならない。」に改めた。

第8条「子どもの努め」を削除し、第8条「啓発及び教育」として、「保護者は、子どもがいじめをすることがないように、必要な家庭教育を推進するものとする。」を追加し、保護者の役割を明記した。

第11条「報告等」では、第1項「学校等は、いじめを把握した場合は、速やかに市に報告しなければならない。」を「学校は、いじめを把握した場合は、速やかに教育委員会を經由して市長に報告しなければならない。」に、第2項「市民及び事業者は、いじめを発見したときは、速やかに市、学校等又は関係機関に情報を提供するように努めなければならない。」を「保護者、市民及び事業者は、いじめを発見したときは、速やかに市長、教育委員会又は学校に情報を提供するように努めなければならない。」に改めた。

第13条「解決への取組」として、「市長は、相談等を受けた場合において、その内容に応じて必要があると認めるときは、教育委員会、学校及び関係機関と連携して、いじめの解決に取り組むものとする。」を追加した。

第14条「調査」では、市長が、どのような場合に調査をするのかを明確にするため、「市長は、相談等を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、当該相談等の内容に係る学校等に対して報告を求め、又は職員に当該学校等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。」を「市長は、相談等を受けた場合において、学校からの要請があったとき又は学校の取組だけではいじめが解決できないと判断したときは、当該いじめの解決のため必要な限度において、教育委員会と連携して、職員に当該学校に立ち入らせて調査をさせ、又は当該相談等の内容に係る子ども、その保護者その他の者に対し、調査をさせることができる。」に改めた。

また、第15条を「子どものいじめ対策専門委員会の設置等」として、第1項で「市長は、子どものいじめの解決を図るため、三木市子どものいじめ対策専門委員会を設置する。」と

し、第2項「市長は、教育委員会及び学校の取組だけでは当該いじめを解決できないと判断したとき又は当該子どもの保護者に対する専門的な指導が必要であると認めたときは、委員会に諮問するものとする。」とした。そして第4項において、「委員会は、その審議等に必要な限度において、第2項の諮問事項に関係する学校に立ち入って調査をし、又は当該諮問事項に関係する子ども、その保護者その他の者に対し、調査をすることができる。」としている。

第16条「委員会の組織等」では、第5項「委員は、自らが当該いじめに関係する子どもの保護者又は親族である場合は、当該いじめに関する委員会の議事及び前条第4項の調査に加わることができない。」とし、第7項で「委員会の会議は、非公開とする」とした。

第17条「是正勧告等」では、「市長は、第15条第2項の諮問事項に関し、委員会から当該いじめの解決のため勧告すべき旨の答申を受けたときは、これを尊重し、当該諮問事項に関係する者に対し、是正勧告をするものとする。」とした。

○ 松本教育長が次のように説明した

前回の協議で、条例（案）の内容が、いじめ処理に重点が置かれ、いじめ防止という観点弱いとの意見があった。このことについて、条例（案）の所管である市長部局と協議し、条例（案）に前文を追加した。

また、組織としての市と教育委員会を明確に区分する必要があるとの意見もあったことから、それぞれの責任と役割について、市としての市長と合議制である教育委員会を区分して整理するとともに、教育委員会の独立性についても明確にした。

条例（案）では、教育委員会と市長部局が共にいじめの防止に取り組むこととし、学校がいじめを把握した場合には、教育委員会を経由して市長に報告することや、市長がいじめの解決に向けて相談を受けた場合に、学校に立ち入って調査することについては、一定の要件を設けた。

現在、国は、いじめに関する新たな法律を検討しているが、今後の国の動向を注視し、パブリックコメントの意見

を反映して、条例（案）を調整する。

（委員）現在、パブリックコメントで意見を募集中であるが、募集期間はいつまでか。

（事務局）1月18日（金）から2月18日（月）までである。

（委員）条例（案）に前文を追加したのは、教育委員会からの申し入れを行った結果なのか。

（事務局）教育委員会として直接、条例（案）に前文として追加する申し入れはしていない。しかし、いじめ防止の観点の内容が弱いという教育委員会の意見を伝え、市長部局と協議した結果、前文として追加されたものである。条例（案）に、このような前文を入れることは異例であるかも知れないが、人権尊重のまちづくり条例を持つ本市としては、この条例（案）を制定する趣旨を入れるべきだということである。

（委員）条例（案）の概要を説明するための資料が添付されているが、これは今後、どのように活用することになるのか。

（事務局）この資料は、市民ふれあい部（市長部局）が作成し、パブリックコメントで意見を募集している条例（案）に添付しているものであり、今後、条例（案）の概要を説明する資料として活用することになると考えます。

また、先行きは不透明であるが、現在、国では、いじめ防止対策基本法の制定が検討されている。今後、全ての市町村でいじめ防止対策の条例が必置となる可能性もあり、本市としては、先行して条例を制定するということである。

また、市長部局との協議においては、条例（案）を出来るだけ分かりやすくし、その仕組みについても可能な限り条例（案）に盛り込むようにした。特に、見直しにあたっては、市長がいじめに関する相談を受けた場合の調査や子どものいじめ対策専門委員会（以下、対策専門委員会という。）

への諮問などについては、恣意的な判断が入らないように努めた。

(委員) 見直しにより、条例(案)の内容が大変良くなった。特に、第8条「子どもの努め」を削除されたことは良かった。

(委員) 第8条「子どもの努め」を削除するにあたっては、どのような議論があったのか。

(事務局) 基本的にいじめが発生するのは、家庭教育や学校教育の責任においてである。いじめ防止を子どもの努めであると規定することは、子どもにもその責任があると市が認識を示すことになる。いじめを防止し、解決することは、当然、子どもたちの自助努力もあるが、基本的には大人の努めであることから削除した。

(委員) 第11条「報告等」で、報告するいじめ事案は、学校や教育委員会で処理できるいじめ事案も含め、把握した全てのいじめを市長に報告することになるのか。

(事務局) 全てのいじめ事案について報告することになる。学校、教育委員会、市長部局が情報を共有することにより、市をあげていじめ防止に取り組むということだ。

(委員) この条例(案)は、いじめ防止に向けて、住民も一緒に取り組むということだ。また、家庭教育の推進や保護者の責務についても規定されて良かった。

(委員) その点については、具体的にどうするのか。

(委員) いじめ事案のケースによるのではないか。とにかく、特別なことをするのではなくて、子どもたちと十分に触れ合ってもらうことが大切だと考える。

(委員) 第14条の「調査」に関する規定は、当市だけに限らず、学校あるいは教育委員会の無力さを証明した部分ではないか。

(事務局) 学校だけでいじめ問題を解決することについては、現状としては非常に困難な場合がある。学校現場の中で、教職員がいじめ問題を解決する場合に苦慮するのは、加害保護者への対応である。教職員は、保護者同士の問題に対しては、非常に無力な部分があり、最も悩むところである。その部分に対して、公平な対策専門委員会が調査をするのは効果的だと考える。

(委員) 実際、対策専門委員会が調査に入る時には、その権限や個人情報の保護等について課題が生じてくるのではないか。今後、その点についても議論を深めてほしい。

(委員) 対策専門委員会の構成員には、誰を想定しているのか。

(事務局) 学識経験者、カウンセラー、弁護士等を想定している。

(委員) 住民も一緒になり、市をあげていじめ防止に向けて取り組むということだが、この条例(案)で大事なことは、教育委員会としてどのように取り組むかということである。条例(案)は、市長部局で作成しているが、その対象は、定義にもあるように、「市内の小学校、中学校、特別支援学校」と限定されていることから、実質的な内容は教育委員会である。

(委員) この条例(案)が、なぜ、市長部局から提案され、また、第14条に規定する調査がどこまで可能なのか、その見解を統一しておく必要があると考える。

(委員) 条例(案)の概要とした資料中、3 啓発及び教育並

びにいいじめのない地域づくりについて、市、学校及び保護者の責務が記載してあるが、地域住民については触れられていない。記載してはどうか。

(委員) 条例(案)の概要中、3 啓発及び教育並びにいいじめのない地域づくりの項目において、(4) 地域住民としての責務を記載する方向で検討されたい。

【協議 17】平成24年度全国学力・学習状況調査の結果について

○ 古谷学校教育課長が次のように説明した。

去る1月31日、三木市学力向上推進委員会(以下、推進委員会という。)を開催し、今年度の全国学力・学習状況調査の結果(以下、調査結果という。)を分析した。本年度、公表する調査結果の内容は、ア 校種、教科ごとの学力定着化状況の結果と課題、イ 校種、教科ごとの指導方法の工夫と改善方策、ウ 児童生徒質問紙調査の結果と課題である。この調査結果は、全小中学校の保護者に配布するとともに、学校教育課のホームページで公表する。公表に当たっては、学校の序列化や過度の競争に繋がることのないよう配慮する。表記の方法としては、児童生徒の学力分布の形状等を表すグラフや数値などは記述しない。公表例としては、校種、教科ごとの学力定着化状況について、問題形式ごとの正答等につて記述する。学習習慣や生活習慣などを調査した児童生徒質問紙調査の結果については、「良い傾向として表れている点」や「もう少し努力しなければならない点」について記述する。併せて、校種、教科ごとの指導方法の工夫や改善方策についても記述する。

今年度の公表は、平成20年度以来であるが、現在、国の動向も流動的であることから、今後、内容や方法等について、さらに検討していかなければならないと考えている。

続いて調査結果の活用方法についてである。今年度より、推進委員会を組織し、学力の定着化状況や課題を明らかにし、学力向上に向けた改善方策等について協議している。平成25年度から5か年計画で、確かな学力向上プロジェクトとして、神戸

大学と連携しながら、市内の児童生徒の学力向上に向けた事業に取り組む。

各学校の取組としては、学校毎に調査委員会を立ち上げ、調査結果の分析と今後の取組について話し合っている。なお、各学校に通知している調査の結果は、自校の結果と県平均及び国平均である。

学力状況の概要について説明をする。まず、教科に関する調査では、全体の結果としては、小学校6年生及び中学3年生の国語、算数、数学、理科の平均正答率は、全国及び兵庫県と同程度であった。

評価の基準としては、平均正答率がプラス5.1ポイント以上であれば「上回る」、プラスマイナス5ポイントであれば「同程度」、マイナス5ポイントは「下回る」としている。主として知識に関するA問題よりも、主として活用に関するB問題の正答率の方が低い結果となっており、これは全国的な傾向と同じであり、記述式の問題正答率が低いという課題が見られた。

さらに分析をすると、小学校の国語A問題では、正答率が全国平均と同程度であるが、B問題では低い。課題としては、目的や意図に応じて、複数の情報を関係付けて、条件に合せながら考えをまとめて記述することに課題がある。算数では、算数用語を用いて、その関係を説明することや、方法や条件について言葉や数値を用いて説明することに課題がある。領域別では図形領域に課題があった。理科では、観察実験の結果を整理して考察し、思考的、科学的な言葉や概念を使って、考えを説明することに課題がある。

中学校においては、国語B問題で、目的や意図に応じて必要な情報を読み取ることや、着目した内容を明確にしたうえで、自分の考えを表すことに課題がある。数学では、結果を事象に即して解釈することや数学的な表現を用いて説明すること、問題の解決方法を数学的に説明することに課題がある。理科については、根拠のある仮説を設定して、それを実証するための観察実験を計画し、実施することや実験の結果をもとに考察し、必要に応じて改善することに課題がある。

児童生徒質問紙調査の結果では、肯定群への回答割合が9割以上の項目が多く良好な結果であった。

(委員) 学力向上推進委員会の構成員は誰か。

(事務局) 神戸大学から2名、中学校校長会、小学校校長会、小学校教頭会、中学校教頭会から各1名、小学校の国語、算数、理科の研修部会から各1名、中学校の国語、数学、理科の研修部会から各1名である。

(委員) 学校長には、他校の結果も通知しているのか。

(事務局) 学校長への通知は、自校の結果と国及び県平均のみであり、他校の結果については通知していない。

(事務局) 学校長には、各学校の結果までは周知していないが、教科毎の当市、県、国の平均正答率については周知している。

(委員) 現在の通知内容で、学校長が切磋琢磨して、モチベーションが向上するのか。

(事務局) 現在の通知内容であっても、各学校は、危機感を持ちながら現状分析を行い、今後の取組について対策を講じている。

(委員) 学校名まで通知する必要があると言っているのではなく、客観的な結果データを一部の者だけが知るのではなく、もっと情報を共有する必要があるのではないかという事だ。少なくとも各教科に関する調査結果については、教職員には周知すべきだと考える。

(事務局) 調査結果を、どのように活用し公表するかということについては、平成24年度当初から、学校長等と協議したうえで一定の方向を決めて取り組んで来た。現時点において、その方向を大きく変更することは、困難である。しかし、来年度以降の公表においては検討したい。

(委員) 平成25年度の調査結果の公表については、早い段階において、公表の方法や内容等について検討されたい。何よりも、結果を公表することにより、学力定着化等に活かされなければ意義がない。その意味においては、平成24年度の公表内容や方法で公表することに意義があるのか。

(事務局) 教師は、児童生徒の学力傾向を把握し、次の学習に活かすことができる。また、保護者も子どもの学力傾向を知ることができるので意義があると考えている。

(委員) 公表する内容や方法及び表記の仕方については、他市町の動向に追随するのではなく、三木市教育委員会として、しっかりした考え方を持って公表をしてもらいたい。

\*\*\*\*\*

#### 4 閉 会

里見委員長が、平成25年2月三木市教育委員会臨時会の閉会を宣言した。